

通所介護・第1号通所事業（介護予防通所型サービス）

津橋北デイサービスセンター「サポート」 運営規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ウェルケアが設置経営する津橋北デイサービスセンター「サポート」（以下「事業所」という）が行う指定通所介護事業・第1号通所事業（介護予防通所型サービス）（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という）が、要介護者、要支援者または事業対象者（以下「要介護者等」という）に対し、当該事業所において排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話または支援、機能訓練等の適切な指定通所介護、第1号通所事業（介護予防通所型サービス）（以下「通所介護等」という）を提供することを目的とする。

（基本方針）

第2条 利用者の心身の特性等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、ならびに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、事業の目的が円滑かつ公正に運営されることに努める。

（運営方針）

第3条 事業において提供する指定通所介護等は、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令、告示、公示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、日常生活のケアの充実を図り、「拘束をしない介護」を目指し、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画、第1号通所事業（介護予防通所型サービス）計画書（以下、「通所介護計画書等」という）を作成する事により、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次のとおりとする。

津橋北デイサービスセンター「サポート」

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次のとおりとする。

三重県津市上浜町六丁目277番地の1

(職員の職種、員数、職務)

第6条 事業所の事業に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名(常勤専従)

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 生活相談員 4名(常勤専従1名、常勤介護兼務2名)

(非常勤専従 1名)

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

③ 看護職員 4名(常勤専従1名、常勤機能訓練指導員兼務1名)

(非常勤機能訓練指導員兼務2名)

看護職員は、健康チェックを行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。また、口腔機能の低下している利用者に対し、機能改善のための計画を作成実施する。

④ 介護職員 17名(常勤専従1名、常勤生活相談員兼務1名)、(非常勤専従13名、非常勤生活相談員兼務1名、非常勤事務員兼務1名)

介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を把握し、利用者に対して適切な介助を行う。

⑤ 機能訓練指導員 4名(常勤専従1名、常勤兼務16名、非常勤兼務2名)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な個別機能訓練計画を作成し、実施する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日 日曜日を除く毎日。但し、年末年始(12/31～1/3)を除く。

- ②営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
③サービス提供時間 午前 8 時 50 分から午後 4 時 30 分までとする。

(指定通所介護等の利用定員)

第 8 条 1 日の利用定員は指定通所介護と第 1 号通所事業(介護予防通所型サービス)を合計して次のとおりとする。

1 単位： 定員 50 名

ただし、災害その他のやむを得ない事情のある場合は、この限りではない。

(指定通所介護等の内容)

第 9 条 指定通所介護等の内容は次のとおりとし、居宅サービス計画または介護予防サービス支援計画に基づいてサービスを提供する。

① 身体介護に関すること。

日常生活動作能力に応じて、必要な支援及びサービスを行う。

ア、排泄の介助

イ、移動の介助

ウ、通院の介助等その他必要な身体介護

エ、養護(休養)

② 健康状態の確認

③ 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練ならびに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティサービス)を提供する。

ア、日常生活動作に関する訓練

イ、レクリエーション(アクティビティサービス)

ウ、リハビリ体操

エ、施設外活動

④ 栄養ケアサービス

低栄養状態にある利用者等に対し、適切なサービスを実施する。

⑤ 口腔ケアサービス

口腔機能の低下している利用者等に対し、口腔機能改善のための適切なサービスを実施する。

⑥ 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

⑦ 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・ 入浴形態
 - ア、一般浴槽による入浴
 - イ、特殊浴槽による入浴
- ・ 介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア、衣類着脱
 - イ、身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ、その他の必要な介助

⑧ 食事サービス

- ア、準備、後始末の介助
- イ、食事摂取の介助
- ウ、その他の必要な食事の介助

⑨ 相談、助言に関すること。

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア、日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ、福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ、住宅改修に関する情報提供
- エ、その他の必要な相談、助言

（通所介護計画の作成）

第10条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況ならびに、家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。またすでに居宅サービスが作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（指定通所介護等の利用料）

第11条 事業が提供する指定通所介護等の利用料は、厚生労働大臣または津市長が定める額とし、法定代理受領サービスである時は、各利用者の介護保険負担額割合証に記載された負担割合とする。ただし、次に掲げる項目に関しては、その実費を徴収する。

- ⑥ 次条に定める通常の事業の実施地を越えた地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用（片道）
 - ・通常の事業実施地域を越えた地点から、1 km超える毎に 300円
 - ② 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を越えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬を超える額（時間延長サービス） 延長1時間につき 500円
 - ④ 給食代 食事1回につき 800円
 - ④ おむつ代 実費（紙パンツ 130円・尿とりパット 30円）
 - ⑤ 全各号に掲げるものの他、指定通所介護等の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費
- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。
 - 3 利用料の支払いは、銀行口座引き落としにより、指定期日までに受ける。
 - 4 利用料等の支払いを受けた時は、利用料とその他の利用料について記載した領収書を利用者に交付する。
 - 5 法定代理受領サービスに該当しない事業にかかる利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

（通常の事業実施区域）

第12条 通常の事業の実施区域は次の通りとする。

旧津市

（サービス提供記録の記録）

第13条 指定通所介護等を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護等について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持）

第14条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第15条 提供した指定通所介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実確認の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他の必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第17条 指定通所介護等に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業者には、感染症等に関する知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(緊急時における対応方法)

第18条 指定通所介護等の提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医あるいは協力医療機関等に連絡し、適切な措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。

2 指定通所介護等の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等へ必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第19条 天災その他の災害に備えて具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、管理者を防火管理の責任者と定めるものとする。

2 非常災害に備え、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第20条 利用者の人権の養護、虐待防止等のため、次の措置を講じる。

① 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会を定期的開催し、その結果

- について従業者に周知徹底をはかる。
- ② 虐待を防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、虐待防止のための定期的な研修を実施する。
 - ④ 上記①から③までを適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報する。

（感染症の予防及びまん延防止のための措置）

- 第21条 感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講じるものとする。
- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

- 第22条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次の措置を講じる。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他の留意事項）

- 第23条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- 2 従業者の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - ① 採用時研修 採用時1ヶ月以内
 - ② 階層別研修 随時（年1回以上）
 - 3 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められた時は、これを提示する。

4 事業所は、この事業を行うためケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

5 事業所は、適切な通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第24条 その他この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ウェルケアと津橋北デイサービスセンター「サポート」管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

- 1、この規程は、指定日より施行する。
- 2、この規程の変更は、平成12年9月1日から施行する。
- 3、この規程の変更は、平成13年5月1日から施行する。
- 4、この規程の変更は、平成14年4月1日から施行する。
- 5、この規程の変更は、平成14年8月1日から施行する。
- 6、この規程の変更は、平成15年5月1日から施行する。
- 7、この規程の変更は、平成16年4月1日から施行する。
- 8、この規程の変更は、平成17年4月1日から施行する。
- 9、この規程の変更は、平成17年10月1日から施行する。
- 10、この規程の変更は、平成18年4月1日から施行する。
- 11、この規程の変更は、平成19年4月1日から施行する。
- 12、この規程の変更は、平成20年2月1日から施行する。
- 13、この規程の変更は、平成21年4月1日から施行する。
- 14、この規程の変更は、平成22年11月1日から施行する。
- 15、この規程の変更は、平成23年4月1日から施行する。
- 16、この規程の変更は、平成24年4月1日から施行する。
- 17、この規程の変更は、平成25年3月21日から施行する。
- 18、この規程の変更は、平成26年10月1日から施行する。
- 19、この規程の変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 20、この規程の変更は、平成28年9月1日から施行する。
- 21、この規程の変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 22、この規程の変更は、令和1年4月1日から施行する。
- 23、この規程の変更は、令和3年12月1日から施行する。
- 24、この規程の変更は、令和5年4月1日から施行する。

25、この規程の変更は、令和5年12月1日から施行する。

26、この規定の変更は、令和7年2月1日から施行する。